

## 第4回坂井輪中学校区内小学校適正配置地域検討協議会

日時：平成24年9月16日14時～

会場：西区役所 本館 大会議室

### 次 第

- 1 開 会
  
- 2 提言書（最終案）について  
・質疑応答
  
- 3 諸連絡
  
- 4 閉 会

## 坂井輪中学校区内小学校適正配置に係る提言（案）

坂井輪中学校区内小学校適正配置地域検討協議会

### 1 はじめに

日頃より地域発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、現在、坂井輪中学校区内にある新通小学校と坂井東小学校の2校の学校規模にアンバランスが生じており、地域の大きな課題となっています。

新通小学校では、西側地域の大型開発が影響した、急激かつ大幅な児童数の増加により、現在児童数1,000人超の市内最大のマンモス校となり、3年前に校舎の増築が行われた後、今また繰り返し教室不足の事態を迎えています。

一方、この間、坂井東小学校では、現在約390人までに児童数が減少し、空き教室が生じてきています。

そこで、現在抱えている(1)両小学校の課題の解決を第一に考え、(2)自治会と関連する課題、(3)まちづくりと関連する課題を含めて、地域として十分考慮し解決を図る必要があります。

### 2 現在抱える課題

#### (1)両小学校の課題

新通小学校では、5年前と比較して全校児童が約300人増加し、本来特別教室として使用していた部屋を、急遽、教室として使用しなければならない状況となっています。更に来年度には、校舎を増築したにも係わらず、プレハブ校舎で対応せざるを得ない状況となっています。

また、学校規模に対して体育館及びグラウンドが狭いことから「入学式・卒業式等の式典が全校児童でお祝いできない」「本来であれば全校で行う行事を単独や2学年ずつで行わなければならない」「運動会で児童の待機場所や保護者の観覧スペースが確保できない」等の弊害や、余裕教室が全く無いことによる「少人数指導等のきめ細やかな指導を行いにくい」「ボランティア室や地域との交流スペースが確保できないため、地域に開かれた学校づくりが進めにくい」という支障があり、今後しばらく児童数が増加傾向にあることから、教育環境の改善も図られない状況が続きます。

一方、坂井東小学校では、児童数が減少し、相当数の空き教室が生じています。空き教室を利用した少人数指導ができている半面、新通小学校との児童数が極端に不均衡のため、「坂井輪中学校へ進学したときに子どもが萎縮するのではないか」と不安を感じている保護者の方もいらっしゃいます。

#### (2)自治会と関連する課題

現在の通学区域において、同じ自治会であっても違う小学校に通う事態が生じています。

このことにより、学校行事や町内行事の日程が合わないなど、自治会の子ども活動に支障が生じているだけでなく、子どもたちの健全育成や保護者同士の連携においても支障があります。

#### (3)まちづくりと関連する課題

学校は、本来の教育活動の場であるだけでなく、地域住民のコミュニティ拠点や災害時の避難場所でもあります。

しかし、両小学校が非常に近接していること、また、**中学校区西側にコミュニティの拠点となる公共施設がない**中学校を含めた3校が地区の東側に偏在していることから、住民の利便性においてアンバランスが生じています。

### 3 協議の要旨

坂井輪中学校区内小学校適正配置地域検討協議会では、これらの諸課題を包括的に解決すべく、特に次のことに配慮し協議を重ねて参りました。

- (1) 公教育を行う上で、子どもたちにとって公平で良好な教育環境を創り、十分な教育活動が行えるよう、両小学校の学校規模をできるだけ適正にすること。
- (2) 子どもたちの通学の安心・安全を確保するため、通学距離や通学時間の平準化を図り、居住地から近い学校に通学できるようにすること。
- (3) 老朽化して手狭となっている新通小学校の校舎、体育館などの学校施設を、子どもたちの教育活動に支障が出ないよう、早急に建て替えること。
- (4) 現在、両小学校区に跨る自治会が存在し、地域活動に支障を来していることから、できるだけ1自治会1小学校区とすること。
- (5) 地区内の公共施設立地のバランスを考え、小中学校の無い西側に学校を設置すること。

上記の協議をふまえ、以下に提言をまとめましたので、実現に向けご検討下さいますようお願いいたします。

#### 【提 言】

将来の学校配置について地域としての要望を反映させるため、地域の総意として新潟市と新潟市教育委員会に対し、下記のような要望を早急に提出していただきたい。

また、下記要望がより成果を上げるよう、早急にコミュニティ協議会内に関係自治会、PTA等からなる通学区域変更準備推進委員会を設置していただきたい。

#### 記

地域の将来を担う子どもたちがのびのびと学び育ち、また、円滑な自治会活動と発展的なまちづくりができ、両校がより一層地域から愛され未来の子どもたちにも誇れる学校となるよう、次の要件を満たすような学校の適正配置を要望します。

《要件1》新通小学校を現在地から西側に移転改築し、それに合わせて新通小学校と坂井東小学校の通学区域を見直し、両校の学校規模や配置が適正となるようにすること。

《要件2》通学区域の見直しにあたっては、新通小学校の過密状態を一刻も早く緩和するため、移転用地が確保され次第実施するものとし、特に次のことに留意しながら地域の意見を十分に聞くこと。

- (1) できるだけ1自治会の学校区が分断されないよう配慮すること。
- (2) 在学中の児童を無理に転校させることのないよう新入生から段階的に移行すること。
- (3) 兄弟姉妹が別々の学校に通学することのないよう暫定的に学区外就学を認めること。
- (4) 児童が安心して通学できるよう、通学路の整備をすること。

《要件3》児童数の増加に伴う坂井東小学校の教育環境を崩さないよう、学校施設を必要に応じて改修や増築を行うこと。

《要件4》関連する自治会、地域住民、保護者に対して十分な説明を行い、混乱を招かないようにすること。

《要件5》緊急的な対応として、新通小学校区内自治会に平成25年度からの坂井東小学校区への通学区域変更や学区外就学認可地域（希望により申請のあった児童だけ坂井東小学校へ通学）を奨励すること。

なお、万が一、移転改築が困難な場合は、現在地において児童が伸び伸びと学習活動ができる学校施設に改築を行い、完了するまでの間、教室数の不足が生じないようプレハブ校舎の設置や各種行事における近隣施設の借り上げなど、余裕のある教育環境を確保することで、新通小学校の教育環境の改善が図られるよう、教育委員会に対して強く要望していただきますようお願いいたします。

坂井輪中学校区内小学校適正配置に係る提言(素案)に対する意見一覧

	団体名等	修正の有無	意見の内容	提言書(案)作り委員会の考え
1	上西坂井団地自治会	修正なし		-
2	寺尾新町第1自治会	修正なし		-
3	新通団地自治会	修正なし		-
4	新通南自治会	修正なし		-
5	上坂井自治会	修正なし		-
6	寺尾新町東和自治会	修正なし		-
7	西坂井第3自治会	修正なし		-
8	南ヶ丘自治会	修正なし		-
9	寺尾駅前団地自治会	修正なし		-
10	坂井東小学校PTA	修正なし		-
11	大野藤山自治会	修正なし	文書を回覧しましたが、特に意見はありませんでした。	-
12	寺尾新町第2自治会	修正なし	特になし	-
13	新坂井自治会	修正なし	私の自治会は生徒数も少ないし、新通小近くの自治会で修正の有無はございません。	-
14	坂井東地区民生委員・児童委員協議会	修正なし	何回も時間をかけて検討された提言なので、会としても応援すべく、良い方向性を見出すことを祈ります。	-
15	坂井中団地自治会	修正なし	当自治会役員会としては修正事項はなし。 ただし、この地域の自治会として、どうしてこのような事態になってしまったのか、日頃の教育の行政の執務は何をやっているのか不信感があります。資料の開示がされたらこのような内容の仕事では困る。なるべく早く両校の児童が同等の環境で教育が受けられるよう努力して下さい。	-
16	榎尾新町自治会	修正なし	市当局及び新潟市教育委員会に対し、「早急な対応をお願いする」との文言を付帯して欲しい。	要望書に記述するようにします。
17	寺尾村上自治会	修正なし	今日、8月29日迄本自治会のご意見を待ちましたが、修正依頼はなく、素案通りに進めて頂いてもよいように思います。 要件5の項で、「通学区域変更や学区外就学認可地域」の奨励で、著しく坂井東小への通学距離が遠くなるようであれば、スクールバスの新設も一案ではないでしょうか。	通学の安心安全については、要件2の(4)に追加します。また、コミュニティ協議会内に通学区域変更準備推進委員会の設置を要望し、通学の安心安全についても検討いただくようにします。
18	坂井南が丘自治会	修正なし	会長、副会長3人、総務部長、育成部長他1人で協議。 提言内容に当自治会の立場は全て包括されているので、大方は賛成です。ただし、討議内容のニュアンスについては「別紙1」にまとめてあります。	-
19	寺尾台自治会	修正なし	基本的には提言に賛成です。 只、少子化、高齢化の中で、これからこの地域の人口動態がどう展開するか慎重に分析しなければならないと思います。先回の国勢調査により、年齢構成を考察し、今後どのように変化していくか分析した上で、更に提言を見直してもらいたい。 直接関係ありませんが、寺尾台自治会は3つの小学校(坂井輪小・真砂小・五十嵐小)の校区にまたがり、中学校も2校(小新中・五十嵐中)に分かれており、何かと不便を感じ、住民感情を一つにまとめる困難さを痛感している。くれぐれも同町内が2つの校区に分断されることのないよう切望します。	現在わかっている資料を基に提言をまとめました。 今後の推進に当たっては、コミュニティ協議会内に通学区域変更準備推進委員会の設置を要望し、教育委員会から最新の資料を求めるなどして、検討を進めていただきたいと思います。
20	新通小学校PTA	修正なし	新通小PTAは、最終的な提言書について、在校生の児童が転校せざるを得なくなったり、兄弟姉妹が別々の小学校に通うことになったりと、教育環境の改善を目的としながら、結果的に、子どもたちが不利益を被ることのないようなものとなることを、強く求めます。 今回の提言は、地域のためではなく、第一に「子ども達のため」に出されるものです。本質を見失うことがないようにお願いします。	子どもたちへの配慮事項について、要件2に記述してあります。また、通学区域変更準備推進委員会が設置された折には、PTAからも参加いただけるように要望します。
21	輪之内自治会	修正なし	素案に対し賛成します。 なお、要件5の緊急的な対応とした「新通小学校区内自治会への平成25年度から坂井東小学校区への通学変更の奨励」がより成果を上げ、その後の実効性確保を図るため、早急にこの地域検討協議会の中に関係地域の自治会代表者、PTA等から実情、要望等を聴取して進める通学区域変更準備推進委員会の設置を要望します。	要望の実効性を確保を図るため、地域としても協議していく必要があると考えます。地域検討協議会は提言をまとめるための組織であるため、コミュニティ協議会内に通学区域変更準備推進委員会の設置を要望します。
22	坂井輪中学校PTA	修正あり	移転改築は移転新築では？	一般的に使われている用語のため、修正なしとします。
23	坂井輪中学校区青少年育成協議会	修正あり	<修正案1> 要件2(2)を全文修正 自治会での児童のまとまりを壊さない様に配慮すること。 <修正案2> 提言の前文 地域の将来を担う 日本の未来を担う	過渡期の負担を軽減するために学区外就学を認められるよう要望する提言をしています。 地域という言葉で提案の部分を含んでいます。同じ意識で子供たちを育てていきましょう。

	団体名等	修正の有無	意見の内容	提言書(案)作り委員会の考え
24	須賀団地自治会	修正あり	<p>&lt;修正案1&gt; 1行目 「地域の将来を担う子どもたちが」の次に「安心して通学し」を追加する。</p> <p>&lt;修正案2&gt; 16行目 「なお、万が一移転改築が困難な場合は」の次に、「要件2に配慮した通学区域の見直しを行うとともに」を追加する。 (理由)見直しをしないと新通小の諸問題の解決が図られない。</p>	<p>&lt;修正案1&gt; 通学の安心安全は、大切なことであると考えますので、要件2に、通学路の安全確保を追加します。</p> <p>&lt;修正案2&gt; 万が一移転改築が困難な場合でも、要件5の通学区域変更等の実施を要望しています。</p>
25	個人 (寺尾東2丁目)	修正あり	<p>&lt;修正案1&gt; 両小学校の課題 空き教室を利用した～保護者の方もいらっしやいます。近距離にある小学校の極端な児童数の不均衡は、児童の教育環境の平等性の観点からも見直す必要があります。 (理由)坂井東小には、今のままが良いという保護者もあり、片方の保護者の意見だけ取り上げるのは説得力がない。</p> <p>&lt;修正案2&gt; まちづくりと関連する課題 中学校を含めた3校が 区役所や公民館、中学校の公共施設 (理由)新通小学校は、現在の校区のほぼ中心にあり、東側ではないため。</p> <p>&lt;修正案3&gt; 協議の要旨に(6)(7)を追加 (6)移転に伴う校区変更に関しては、地域の合意形成を進めつつ、校区の東側の自治会に関しては順次移行とすること。 (理由)東側の数自治会は域内でも特に高齢化が進んでおり児童数は少ないが、坂井東小分離の時代から真剣に考えてきた地域でもあるので、丁寧な説明と理解が必要である。また、順次に移行することによる弊害は考えられない。</p> <p>(7)速やかな地域合意につなげるために、現在の新通小校区の東西両端地域の通学路を整備し、児童の安全を確保すること。 (理由)新通校区の東側の自治会から坂井東小までの通学路は、新通小までと比べて未整備で安全とはいえず、地域合意が難しい。</p>	<p>&lt;修正案1&gt; は教室が空いている事実のみを記述します。</p> <p>&lt;修正案2&gt; 「中学校区西側にコミュニティの拠点となる公共施設がない」に置き換えます。</p> <p>&lt;修正案3&gt; 地域合意の形成が円滑に図れるよう、コミュニティ協議会内に通学区域変更準備推進委員会の設置を要望します。通学路の安全確保については、要件2に追加します。</p>
26	個人 (新通西2丁目)	修正あり	<p>&lt;修正案&gt; 要件6として「新通小跡地を運動公園兼坂井輪中第2グラウンドとして再整備し、活用すること」を追加。 (理由)現在、新通小を避難所や自治会活動の会場として使用している自治会に、これからの一時避難所や自治会活動の会場として使っていただくとともに、今後、坂井輪中が生徒数の増加に伴い体育施設の不足が見込まれることから、それを補うため。</p>	跡地利用まで含めると、方針の決定に時間がかかり、子どもたちの教育環境の改善が遅れるため、提言では触れないこととします。
27	坂井輪第2団地自治会	修正あり	<p>要件1について、新通小は、増築等、頻繁に行っており税金がもったいないと思います。移転はむしろ坂井東小でも、よいのではないかと思います。新通小と西川をはさんで反対側はいかがでしょうか。</p> <p>また、新通小学校は生徒数が多すぎ、教育環境は決してよくありません。このため、新通小学校の西側への移転改築前に、ある程度強制的に学区変更した方がいいのではないのでしょうか。(移転改築には何年もかかります。それまで待てないのではないのでしょうか。)</p> <p>良くてきた提言です。一日でも早い実現をお願いします。</p>	坂井東小学校と比べて新通小学校の施設の老朽化が進んでいるため、移転の対象は新通小学校と考えています。また、強制的な通学区域変更は好ましくないと考え、通学区域変更を円滑に進めるため、コミュニティ協議会内に通学区域変更準備推進委員会設置を要望します。
28	個人 (大学南1丁目)	修正あり	<p>&lt;修正案&gt; 要件6の追加 現在大学南1丁目及び大学南2丁目の一部が新通小校区となっているが、大学南が丘自治会内の大学南1丁目及び大学南2丁目の一部の通学区域を内野小校区に変更すること。あるいは、学区外就学認可地域(希望により申請のあった児童の内野小への通学)を認めること。 (理由) ・現在新通小校区となっている大学南1丁目及び大学南2丁目は同学区の最西端に位置しており、新通小から遠距離にあり、通学距離及び通学時間に関し児童に多大な負担をかけていること。また、実際の通学においては、西大通りから急峻な坂道の、かつ狭隘な道路を上り下りすることとなり、児童の通学の安心・安全確保に多大な支障となっていること。 以上のことから、通学区域を内野小に変更すれば、通学距離及び通学時間も現在よりも短くなり児童の負担が軽減されること。また、実際の通学においても、内野小への通学路には極端に急な坂道もなく道路も整備されており、通学の安心・安全面により一層の向上が図られるものである。 ・大学南が丘自治会内には、内野小校区と新通小校区の2小学校区が存在しており、子どもたちの交流活動及び種々の地域活動に支障を来していることから、同活動が円滑に行えるよう1自治会1小学校区とすることが望ましいこと。</p>	より迅速な対応を図るため、坂井輪中学校区コミュニティ協議会内で完結する方策のみを要望する提言としました。大学南が丘自治会内の通学区域変更については、他のコミュニティ協議会との協議が必要なため、この提言とは別に自治会において教育委員会との協議をお願いします。
29	個人 (新通西2丁目)	修正あり	<p>「別紙2」を踏まえて「提言」について意見を述べたい。</p> <p>&lt;要件1&gt; 「新通小学校を西側に移転改築し」根拠が不明、公共施設のアンバランスだけ？ 「両校の学校規模や配置が適正になるように、学区を見直す」どう見直せば、学校規模が適正になるかが問われている。</p> <p>&lt;要件2&gt; 「移転用地の確保 学区の見直し」学校規模を変えるために学区を見直すので逆である。あるいは、同時進行である。「過密状態」は緊急措置であり、その根拠に成り得ない。 「自治会の学区が分断されない」地域コミュニティにかかわる重要事項で、別に項を起す。 「(2)(3)は、配慮すべき事項であり」要件には成り得ない。</p> <p>&lt;要件4&gt; 「…十分説明 混乱を招かない」当然のことであり、最も配慮すべき事項である。すべての前提であり、要件としては次元が異なるのでは？</p> <p>&lt;要件5&gt; 「緊急的な対応…」適正配置の問題と別にして、緊急措置を要請して欲しい。子供も父母も、地域も、すべて一刻も早く、正常な教育を、また教育環境が整うことを望んでいる。</p> <p>&lt;終わりに一言&gt; 多様な要素や視点、多様な意見があるが、目的を目指した提言を望みたい。それには、(1)「学校の適正規模の実現」(2)「自治会を分断しない学区の線引き」(3)「学校の立地」について具体的に提言していただきたい。現在のままでは資料不足。(1)～(3)を一括提言として、同時に示していただきたい。</p>	両校の適正規模化を目指して、提言書を検討してきました。通学区域の見直しについては、用地の選定に合わせ、関係自治会による協議が必要なことから、コミュニティ協議会内に通学区域変更準備推進委員会の設置を要望します。

	団体名等	修正の有無	意見の内容	提言書(案)作り委員会の考え
30	緑ヶ丘自治会	修正あり	<p>ご提言素案につきましては内容的に良くご審議いただいたものと推察いたします。ただ、新通小学校の改築については協議会での協議の要旨にも明記されているとおり、小学校の教育環境づくりの原理原則論から言えば、出来るだけ子どもたちにとって安心・安全で、居住地から近く、さらには子どもたちがのびのびと教育が出来るような施設、ゆとり教育のための人的配置や教育環境づくりが基本的な考え方であると思えます。この考え方から次のように意見を申し上げます。</p> <p>(1)要件1として新通小の西側への移転新築について この提言素案の中の新通小改築についての協議の内容では、「分離新設」も併せてご協議した結果、両小学校へのメリットと現実的な方策で「移転改築」としたとあるが、上記で述べた子どもたちの教育環境について、学校建設の原理原則からすれば、「分離新設」が望ましいと考えます。</p> <p>(2)「移転改築」と「分離新設」の違いと相互の課題 両者のそれぞれのメリットや課題について検討いただいておりますが、将来の学校教育について大きな観点で見た場合、現在の40人学級から、将来的には少人数学級等の改革によるのびのびとした子どもの個性を引き出す教育が必要と考えられます。当然財政面等現状では厳しい環境下ではありますが、国家百年の基が教育であるという原点に返って考えたとき、20年から30年後を見据えて、第一には「分離新設」という選択を日指すべきと思っています。そして第二として現実論も含め「移転改築」も併論とすべきではないでしょうか。</p> <p>(3)課題についての考え方 「坂井東小の教育環境の改善が置き去りにされる」とありますが、同地区の児童数増加が見込まれていること、西地区には今後将来的に更に土地開発の機運があると思われること、また複数校にまたがる自治会の校区整理等を考え、更に将来の学級数の改善も含めて見ると問題とはならない。又将来的には「まとめ」でお示ししてあるように隣接小学校区(内野地区)も含めた整理を行うことも長期的な展望とすること 新設校の開校期間までの問題は移転改築と同じ課題と考えます。また、移転先等用地買収、学校用地に適した土地の確保についても同様です。 現行の児童数の増減とピーク時の教育環境が改善されない点についても、移転改築と同じ条件であり、この課題は移転か新設かの問題と切り離した対策が必要と考えます。そのため、校区の分割自治会についての対処方法を早急に検討していくべきと考えています。 校区の大幅な通学区域変更が難しいとありますが、この問題は現在一番避けては通れない課題で、短期ビジョンとして柔軟にかつ地域の対象自治会との住民との話し合いで早急に解決していく必要があると思えます。 以上申し上げましたが、結論は提言素案に、第1として「分離新設」を入れるべきと考えます。</p>	<p>「分離新設」については、案作り委員会でも最後まで検討してきましたが、将来的に児童数が減少したときこの地域で3校とも適正規模を確保することが難しくなり、再び統合の必要が出てくるのが心配されること、また、緊急的な通学区域変更が難しくなることから、「移転改築」を提言しました。</p> <p>「課題についての考え方」について いただいた他のご意見にあるとおり、大規模開発地域については、急激な児童数の減少が見込まれます。 分離新設の場合は、開校時児童が一斉に転校するのに対し、移転改築の場合は、竣工5年前から順次移行することが可能となることから分離新設より早く効果が得られます。 ご指摘のとおり、円滑な地域合意が得られるようコミュニティ協議会内に通学区域変更準備推進委員会の設置を要望します。</p>
31	道上ヶ丘自治会理事会	修正あり	<p>現新通小の移転には、絶対に反対です。伝統校でもあり、中規模校として是非存続させて欲しい。 (理由) ・現在、西側地域の児童が通学する際の心配が、今後は坂井砂山や寺尾上等の児童の通学に考えられる心配であり、通学の安心・安全の確保が非常に困難になることが明白であるから。 ・新通小が西側地域に移転された場合、現自治会の中で異なる小学校に通う事態が生じ、自治会の児童や保護者たちの連携に大きな支障が生じる。 ・西側地域の児童数が今後どのように推移するかというデータが不明の中での大規模校の新設は、坂井東小の二の舞になることが多いに危惧される。 &lt;修正案1&gt;記の前書き部分2行目 両校 各校 &lt;修正案2&gt;要件1を全文修正 児童数増加の見込まれる新通小学校区の西側地域に中規模校の学校を新設し、坂井東、新通、新設校の3校とも中規模校となるよう通学区域を見直し、適正配置を図る。 (理由)西側の児童の通学の安全・安心の確保、学校の地域間バランスの適正化も見逃せない重要課題だから。 &lt;修正案3&gt;要件2の1行目 移転用地 新設用地 要件5は大賛成です。最優先し、鋭意推進していただきたい。 (理由)新通小の過密緩和は緊急な課題と思うから。</p>	<p>移転改築によって新通小学校がなくなるわけではありません。これまでも過去2回にわたり移転を繰り返しながら伝統を築いてきました。 通学の安心安全については、大切なことですので要件2に追加しました。 移転改築は、通学区域の見直しを行いやすくし、両校とも適正規模に近づけようとする方策です。 分離新設については、将来的に児童数が減少したとき、この地域で3校とも適正規模を維持することが難しくなり、再び統合の必要が出てくるのが心配されること、また、緊急的な通学区域変更が難しくなることから、移転改築を提言しました。</p>
32	個人 (寺尾上5丁目)	修正あり	<p>現新通小の移転には、絶対に反対します。伝統校でもあり、中規模校として是非存続させて欲しい。 (理由) ・現在、西側地域の子どもたちが通学している際の心配が、今度は坂井砂山や寺尾上等の児童の通学に考えられ心配である。 ・新通小が西側地域に移転されれば、現自治会の中で異なる小学校に通う事態が生じ、自治会の子どもたちの活動や保護者同士の連携に支障が生じる。 ・西側地域の児童数が今後どのように推移するかというデータが不明の中での大規模校の新設は、坂井東小の二の舞になりはしないか。 &lt;修正案&gt;要件1を全文修正 新通小の西側地域に中規模校の学校を新設し、坂井東、新通、新設校の3校が同規模となるよう通学区域を見直し、適正配置を図る。 (理由) ・西側地域だけでなく、新通小児童の通学上の安全・安心を図る。 ・同一自治会内での子どもや保護者の連携を通し、地域がまとまり、より良いまちづくりに繋がる。 要件5は大賛成です。早急に進めて欲しい。</p>	<p>移転改築によって新通小学校がなくなるわけではありません。これまでも過去2回にわたり移転を繰り返しながら伝統を築いてきました。 通学の安心安全については、大切なことですので要件2に追加しました。 移転改築は、通学区域の見直しを行いやすくし、両校とも適正規模に近づけようとする方策です。 分離新設については、将来的に児童数が減少したとき、この地域で3校とも適正規模を維持することが難しくなり、再び統合の必要が出てくるのが心配されること、また、緊急的な通学区域変更が難しくなることから、移転改築を提言しました。</p>
33	個人 (坂井砂山2丁目)	修正あり	<p>坂井砂山、寺尾上等の児童の通学の安心・安全確保が非常に困難と想定されることから、現新通小学校の移転には絶対反対です。各学年2～3学級の中規模校として是非存続させて欲しい。 新通小の過密緩和は緊急課題だと思うので、要件5を最優先し、鋭意推進していただきたい。 &lt;修正案1&gt;記の前書き部分2行目 両校 各校 &lt;修正案2&gt;要件1を全文修正 児童数増加の見込まれる新通小学校区の西側の地域に中規模校(各学年2～3学級)の小学校を新設し、坂井東小・新通小・新設校の3校とも中規模となるような通学区域を見直し、適正化を図る。 (理由)西側の児童の通学の安心・安全確保、学校の地域バランスの適正化も重要課題だから。 &lt;修正案3&gt;要件2 移転用地 新設用地</p>	<p>通学の安全確保は大切な問題であることから、要件2に追加します。 要件5については、通学区域変更が円滑に行えるよう、コミュニティ協議会内に通学区域変更準備推進委員会設置を要望します。</p>

	団体名等	修正の有無	意見の内容	提言書(案)作り委員会の考え
34	個人 (坂井砂山2丁目)	修正あり	要件1について、新通小はあくまでも現在の位置で増改築するものとする。 要件2について ・要件1を満たすために、通学区域の見直しを5～6年先までの児童数を参考に行い公表する。 ・移転用地の確保は、現在全く目途が立っていないようなので、市の財政のことも考え、現在の位置にプレハブ校舎を建てる。 ・校舎内でも、特別教室を移動教室として使用したり、1学級の児童定数を一時的に増やし、授業は教師1人ではなく、必ずアシスタントティーチャーと共に、チームティーティングとする。 なお、移転用地をこれから確保して校舎を建てることはとても無理であるから、それに伴うプレハブ校舎の設置はさげられまい。行事等で公共の体育館など借りる場合は、特別の配慮が必要である。	新通小学校は、教室が不足し、来年度以降プレハブで対応せざるを得ない状況となっています。 プレハブ対応だけでは、新通小学校の規模に起因する課題の根本的な解決が図られないことから、大幅な通学区域の見直しを図るため、移転改築としました。
35	坂井自治会	修正あり	<修正案> 要件1～4を削除して要件5のみを提言する。	要件5のみでは根本的な解決が難しいことから、大幅な通学区域の見直しを行うため移転改築を要望します。
36	個人 (寺尾上4丁目)	修正あり	<修正案> 要件1を全文修正 新通小を現在地のままとし、移転改築も新設も行わないうえで、新通小と坂井東小の通学区域を見直し、両校の児童数の適正を図る。 (理由)「別紙3」のとおり	現在の状況では、通学区域変更の理解が得られにくく、両校の適正規模化を図ることは困難です。大幅な通学区域の見直しを図るため、移転改築としました。
37	個人 (寺尾上4丁目)	修正あり	<修正案>「別紙4-1」のとおり (理由) ・移転によって、新通小と坂井東小の通学区域の変更を強制・強行するのではなく、広い視点に立って「地域の総意」をかかげることが重要である。(「別紙4-2」に記載した理由による) ・新通小の過密化の改善は緊急を要している。「西側に移転する」よりも確実な方策で、迅速かつ効果的に解決すべきである。(「別紙4-3」に記載した理由による) ・新通小校区と坂井東小校区との共同の提言であるため、両校が地域に誇れる学校として存続していくために、協力して何をしていくのかを明記する。学校の位置にこだわることではなく、子どもたちのために、「学校規模」「校区・通学」「地域とのかかわり」「教育面での連携」「学校施設」に至るまで、多角的な視点で提言を行う必要がある。	通学区域変更を地域の総意として行うため、コミュニティ協議会内に通学区域変更準備推進委員会設置を要望します。 両校の交流・連携等大切な視点で、これからも地域の中で大切にしていけるべき事柄ですが、提言内容を明確にするため含めません。
38	寺尾上四東自治会	修正あり	削除する箇所 1 はじめに うち (3)街づくりと関連する課題 を削除 2 現在抱える課題 うち (3)街づくりと関連する課題 「学校は、…～…生じています。」項目すべてを削除 3 協議の要旨 うち (5)地区内の公共施設立地のバランスを考え、小中学校の無い西側に学校を設置すること。 を削除 【提言】要件1 うち 新通小学校を現在地から西側に移転改築し、それに合わせてを削除 【提言】要件2 うち 移転用地が確保され次第実施するものとし、 を削除 (理由) ・西側の住民の意見に偏った記述であるため、地域の総意とはならない。 ・小学校から遠いのは西側ばかりではない。寺尾周辺は、どちらの小学校にも遠い。 ・西区役所周辺は、住宅密集地であるため小中学校が集まっているのは、当然のことである。 ・寺尾周辺は児童が少ない。集団通学ができず、通学の安全が確保できないため、坂井東小学校へ通学できない。 修正する箇所 3 協議の要旨 うち 「居住地から近い学校に通学できるようにすること」「幹線道路の横断を極力無くして、通学路の安全を確保すること。」に修正 (理由) ・寺尾周辺の交通量は、近年、格段に増加した。 ・現在の通学路は、歩道橋があるため、安全に横断できている。 ・寺尾周辺は、坂井東小学校よりも五十嵐小学校の方が近く、幹線道路の横断も少なくすむ。 「早急に建て替えること」「現在地で建て替えるため、そう急に学校規模を適正化すること。」に修正 (理由)現在地で建て替える方が、コストがかからない。 【提言】要件5 うち 「平成25年からの坂井東小学校への通学区域変更や」「準備が整い次第、坂井東小学校への通学区域変更や」に修正 (理由) ・学区外就学は、早期な実現が可能と考えられるが、通学区域の変更は、慎重に見極めなければならない。 ・新通南の児童の急増は一時的であり、今後激減すると予測されることから、これが落ち着くまでは、通学区域の変更を決めるのが難しい。 【提言】うち 「万が一、移転改築が困難な場合は、」「万が一、これが困難な場合は、」に修正	「中学校を含めた3校が地区の東側に偏在している」を削除し、「中学校区西側にコミュニティの拠点となる公共施設がない」と改めます。 ご心配されている通学路の安全に関しては大切なことなので、要件2に加えます。
39	個人 (坂井砂山2丁目)	修正あり	現新通小・坂井東小の各2校をそれぞれ活用してほしい。 (理由)一市民として「もったいない」と思うから。税金を使って、耐震補強、校舎増築と工事が続いたのはこの5年程の間のことです。それを取り壊すというのは、計画性が乏しいのではないのでしょうか。また、新しい学校に十分な面積な土地を確保するにも、時間がかかるでしょうし、農家の方が土地を手離すというのは、大変な苦痛を伴う決断かと察します。農地を残しておくことも「子どもたちのため」であると強く思います。20～30年後の子どもの数が減少していれば、ますます「もったいない」です。 <修正案1> 要件1を全文削除 <修正案2> 要件2の「移転用地が確保され次第実施するものとし」を削除	まず緊急的な対応として、両校を生かした通学区域変更を行います。 老朽化した新通小学校の改築と工事中の教育環境悪化を防ぐため移転を目指すものです。

	団体名等	修正の有無	意見の内容	提言書(案)作り委員会の考え
40	個人 (坂井砂山2丁目)	修正あり	新通小学校は、現在の位置にしてほしい。坂井東小学校を広げるにしても、坂井東小学校に近い人にしてほしい。	通学区域変更は強制的に行うものではありません。自治会やPTAの意見が反映されるよう、コミュニティ協議会内に通学区域変更準備推進委員会設置を要望します。
41	大学南が丘自治会	修正あり	<p>&lt;修正案1&gt;要件1 新通小と坂井東小の通学区域の見直しを早急に計画し、両校の学校規模や配置が適正になるようにする。その為に必要とするならば、新通小の現在の位置から移転移築を考慮する。 (理由)移転改築先行での両校の規模適正化を進める内容にいささか疑問視いたします。学区内の住民や各自治会から理解を得ていなければ移転をしても難しい局面が起こるのではないのでしょうか。又合意が来ているとすれば、直ちに学区の見直しを押し進める提言で有るべきではないでしょうか。</p> <p>&lt;修正案2&gt;要件2 新通小の過密状態を一刻も早く緩和するための通学区域の見直しにあたっては、地域の意見も十分に聞き、特に次のことを留意しながら早急に実施。 (1)1自治会の学校区が分断されないよう配慮すること。現在、分断の自治会 学区外就学も早急に考慮すること。 (理由)移転用地確保後…では、いつ実施できるか不透明です。過密の緩和をするため、(1)～(3)項は直ちに取組ができるよう提言します。分断地域(自治会)の学区外就学の見直しを早急に実施するよう提言します、</p> <p>&lt;修正案3&gt;要件5 学区外就学認可地域に内野小を追加 (理由)大学南が丘自治会は分断された2つの学区が存在します。両校学区内の中には幾つかの分断の自治会が存在していますが、コミュニティからも、また自治会運営においても学校区が一つにまとまればと望んでいます。今回自治会内の該当の住民に学区の意見を求めた中では、内野小へのエゴやアレルギーは出ませんでした。自治会ではこの機会に分断の見直し等によって学区の解消が早急に図られることを期待します。緊急な対応の通学区域の変更や学区外就学を早急に認める提言を押し進めて頂きたいと思います。当自治会は、学区の変更、分断の解消の提言には賛成です。</p>	通学区域変更が円滑に行えるよう、コミュニティ協議会内に通学区域変更準備推進委員会設置を要望します。より迅速な対応を図るため、坂井輪中学校区コミュニティ協議会内で完結する方策のみを要望する提言としました。大学南が丘自治会内の通学区域変更については、他のコミュニティ協議会との協議が必要なため、この提言とは別に自治会において教育委員会との協議をお願いします。
42	個人 (坂井砂山2丁目)	修正あり	<p>新通小の児童増加は、かつて坂井東小がそうであったように一時的な現象と考えられます。坂井東小への通学区域の見直しで十分とは思いますが、移転の提言には反対です。</p> <p>現在の社会背景からあらたな住宅地が田んぼに広がっていくのは必然の事。その都度、小学校が住宅地を追いかけていくのはナンセンスと感じられます。</p> <p>現在児童数の多い新通南地区近辺に分校をつくり、地域の低学年児童を通わせることで、教室数の不足、通学の安全に対処できるのではないのでしょうか？本校はあくまでも現在の新通小としておけば、もし新通南地区の児童が減少したり、新たな住宅地が田んぼにできて、分校を廃校・移転することで問題とならないのではないのでしょうか。</p> <p>&lt;修正案1&gt;要件1を全文修正 新通小の分校を新通南地区近辺に建て、それに合わせて新通小と坂井東小の通学区域の見直し、両校及び分校の学校規模や通学距離が適正となるようにすること。</p> <p>&lt;修正案2&gt;文中の「移転」を「分校建設」によみかえる。</p>	低学年と高学年で別々の学校に通うことになる分校の設置は、兄弟姉妹が分校と本校に分かれて通う事態が生じるため、要望に含めないこととしました。
43	坂井東3丁目自治会	修正あり	<p>要件1について、老朽化した新通小校舎を西側に建てる計画を進める用地の確保付けたしのプレハブ校舎では、将来を考えた場合意味なし(急場しのぎでは税金の無駄使い)。</p> <p>要件2について、現行「新通小児童」が「坂井東小」に通学変更をどれだけの児童が考えてくれるか？実態調査(アンケート)を取る必要あり。そのアンケートの結果、何が見えてくるか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学区域の見直しの資料になり、検討出来る糸口になる。</li> <li>・新学期からの通学区域見直し、検討が出来る。</li> <li>・自治会単位で通学変更を考えている児童の傾向が解る。自治会単位での検討材料になる。</li> <li>・アンケート結果を見て新通小・坂井東小児童のバランスはどうか？</li> </ul> <p>例えば、新通小児童から50～30名くらいが通学変更の実態であれば早急に新通小新校舎を確保する。新通小児童からもし500名もの児童移動がアンケート結果で解れば「適正配置地域検討協議会」としての進め方も変わって来ると思います。</p> <p>「新通小児童から通学変更があった場合」等の推測だけでは事が進まず。</p> <p>要件4について、新通小・坂井東小バランスが悪いため、坂井輪中学に入学の際、坂井東小の生徒は萎縮し部活等でのいじめ問題も上がっている。保護者は子どもたちに十二分配慮して行かねばならぬ。</p> <p>要件5について、現状の新通小・坂井東小の学校区を弾力的に考え、あくまで新入生の段階から希望による区域入学を認めたらどうか？</p> <p>今後の児童増強はどの区域から(住宅造成計画含め)生じて来るか？</p> <p>幼稚園・幼稚園前の段階から動向をしっかり見ていく事が大切。</p>	両小学校の規模をできるだけ均等に、適正化を図る方策として移転改築を提言しました。通学区域変更が円滑に行えるよう、コミュニティ協議会内に通学区域変更準備推進委員会設置を要望します。
44	個人 (坂井砂山2丁目)	修正あり	通学距離が遠くなると子供を安心して学校に送り出すことができなくなる。新通小は、現在地に残してもらいたい。	移転改築に当たっては、通学路の安全対策を要件2に追加します。

## 坂井南が丘自治会

立場 案	自治会	保護者	児童	教育現場 (両校の適正規模)
移転改築	長期的には望ましい。 但し、土地問題や人口動態の推移など不確定要素があり、予測は難しい。	同左	? 望ましいと思われる	望ましい
分離新設	望まない	望まない	望まない	望ましくない
現地改築	望まない	望まない	望まない	望ましくない
校区線引変更	当自治会としては、ひとつとなっていれば問題はない。	要件2が守られるのであれば有難い。 (変更を余儀なくされる地域の方には申訳ないが)	兄弟姉妹で別校区になっても、友人とはいずれ中学で一緒になれる。但し、校区変更は学年進行で。	直ぐに両校の過密を解消できるが、それなりの環境改善の手立てが条件。

## 別紙 2

### 適正配置についての基本的な考え

#### 1 適正配置の目的

学校規模に起因する課題を解決するために学校規模を適正にする。(18~24学級)ための施策を、コミュニティ協議会長に提言し、教育環境の改善に資する。

#### 2 学校規模に起因する課題

##### 課題1 教育上の課題

体育、音楽等、特別教室を活用した教育活動に支障を来している。

(例)体育は、各学級とも、週3時間を教育課程に位置づけられているので、各時間とも4学級が同時に体育館を使用しないと、教育課程の実施が不完全になる。また、4学級の体育館同時使用は望ましい教育活動を大きく制限する。

児童数が1,000人を超え、全学級が同時に休憩をとることができない。分割して休憩をするので、運動量が制限される。さらに、心身のバランスの崩れははじめをなくし、人間関係にも影響を与え、さらに、このことは、当然、学習意欲にも係わると考えられる。

学校行事の計画や実施が変則的になり、本来の役割に至らない。

この地域には、子供たちが運動できる広い公園もなく、学校のグラウンドが唯一の屋外運動場であるが、一人当たりの面積が少なくなり、児童の運動能力や体力の低下に大きく影響していると考えられる。

校地が狭くなり、学校菜園(学級菜園)の確保ができず、関連した教育内容の指導が困難になっている。

児童の屋内生活上の問題や生活指導上の問題も日々発生し、学校の対応や教師一人一人の精神的気苦労は大変なことであろうと想像できる。

そこで、望ましい教育環境をめざして、児童数と校地や施設、設備との適合を図ることが課題である。・・・現施設では、児童数800人程度、学級数18~24を目途に学校配置を適正化することが課題である。

##### 課題2 街づくりの拠点としての課題

本来、学校は、コミュニティの拠点であり、学校と地域コミュニティは深い相互関係を有している。学校を設置することは、学区を定めることでもあり、コミュニティ活動の枠組みを定めることでもあり、街づくりの一環である。

現在、コミュニティ協議会は、坂井輪中学校区で組織されている。人口はおおよそ25,000人で他と比してとても多い。(本来、小学校区が望ましいとされ、他はほとんどが小学校区で組織されている。)これは、自治会は、コミュニティ活動の中心的存在でありながら小学校区によって自治会が分断されているためのやむを得ない措置であった。この機会に、自治会の分断を皆無にし、コミュニティ活動が正常に機能するようにすることが重要である。このことは、地域の教育にも大きく貢献すると考えられる。

### 3 課題解決の方策を探る前提として

- (1)地域コミュニティにかかわる重要な課題のため、地域住民の理解と協力がなく解決はできない。抽象的な表現では地域住民の理解が得にくいので、出来る限り具体的な表現にする。
- (2)この学校設置の問題は、地域の街づくりや地域コミュニティの活性化と深く関わり、地域にとって最重要問題であるとの認識が重要である。
- (3)解決の方策として、関連する多様な意見が多数出されると思うが、急がず、時間をかけて実現性の高い方策にまとめ上げてほしい。コミュニティづくり、街づくりの一環として捉えて、住民との意見の交流を深めつつ進めて欲しい。
- (4)この際、重要なことは、基本(1 学校の適正規模の確保 2 地域コミュニティの中核としての学校)を見失わないことである。
- (5)学校設置後の問題として、通学等の子供に関連した問題や学校環境の整備に関する問題、さらに、中学校の設置の問題、新通小学校移築後の施設の再利用の問題や移転地の開発にかかわる問題等多様で難しい問題が予想されるが、すべて街づくりに関する問題であるが、今、解決する問題ではない。
- (6)教育上の課題(課題1)は、すでに発生しており、学校の適正配置が実施されるまで解決を先延ばしすることは大きな教育的損失である。関係者の総力を結集して緊急に対処しなければならない。

### 4 課題解決の方法

#### (1)学校を現地のままとし、学区を変更して課題を解決する方法

自治会の分断を解消し、学区を変更して、学校を適正規模に確保することは不可能であろう。

児童数を現在のままとして、児童一人あたりの面積の拡大は困難。ここに必要な数の教室の他、体育館や特別教室、さらに、諸活動の空間等を確保するための用地はない。

コミュニティの拠点としての街づくりに寄与しない。

#### (2)学校を移設し、児童数に適合した施設、設備に改築する方法

まず学区の確定が先である。学区を決めて、それに見合う児童数、学級数を想定し、その後、学校用地を確保し、建築にかかる必要がある。

学校用地を確保してから学区を決めることは、学校用地の広さや学校規模が定まらないために学校の施設、設備も定まらない。従って、学校の適正規模の確保が難しい。

課題2(望ましい学区)の解決が先である。すべての自治会が分断されない学区の確定ができるか否か。次に、敷地の確保ができるか否か。ここには、住民の理解と協力が大きな鍵となる。

地域住民の理解、協力を得るためには、学校の適正規模を確保することを具体的に示し、望ましい学校や望ましい地域が実現できることの理解を深めることが最も大切である。

#### (3)学校を新設し、3校とする方法

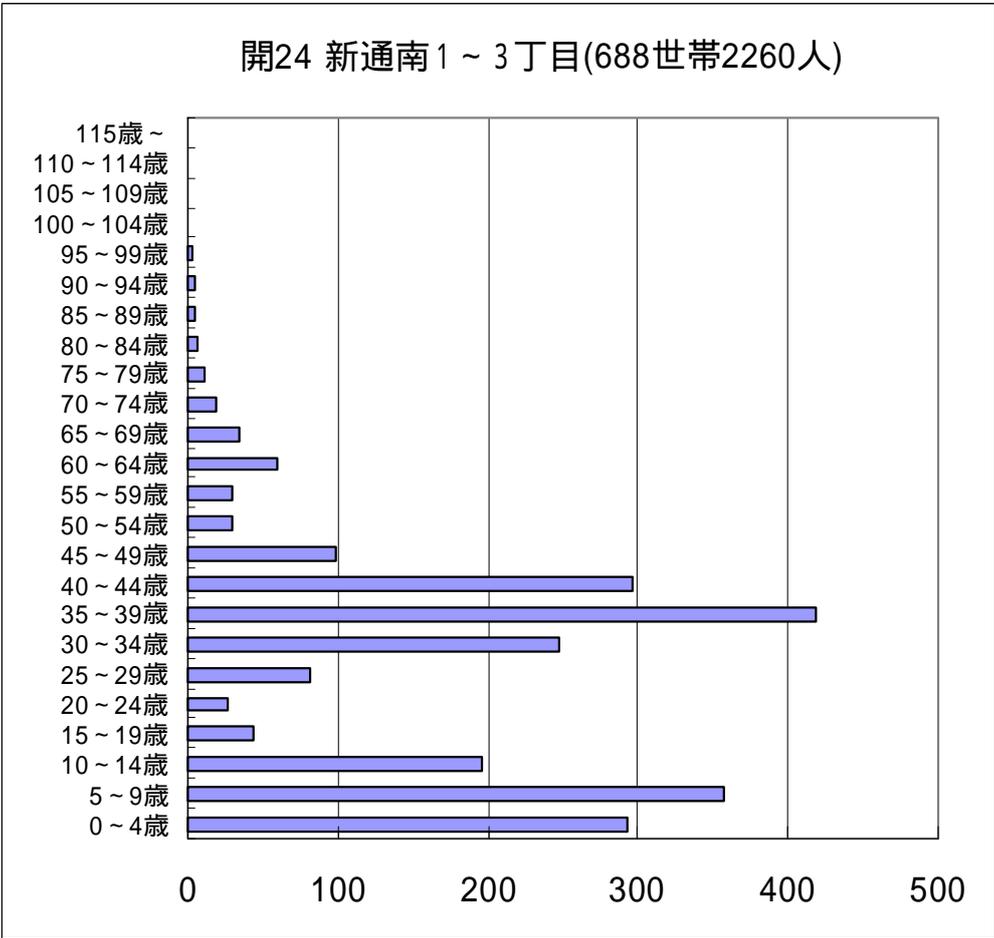
(2)と同様であるが、比較して自治会の分断を解消し、学校の適正規模を確保するためには最も効果的であろう。

したがって、小学校ごとにコミュニティを構築し、地域のコミュニティ活動を容易にする利点がある。

新通小学校は、新通南1丁目～3丁目の西側地域の大型開発が影響し、急激かつ大幅な児童数の増加となった。平成12年から平成22年までの新通地区の開発は、市の計画によると、住宅区画概数740戸、計画人口約2300人であった。(新潟市立学校適正配置審議会 第11回会議 西区の参考資料を参照)

平成24年3月末現在の住民基本台帳人口をもとにした年齢5歳階級別町丁別人口統計を調べると、新通南1丁目～3丁目の世帯数合計は688世帯になり、人口は2260人に達した。

下のグラフは、新通南1丁目～3丁目の人口構成ピラミッドである。

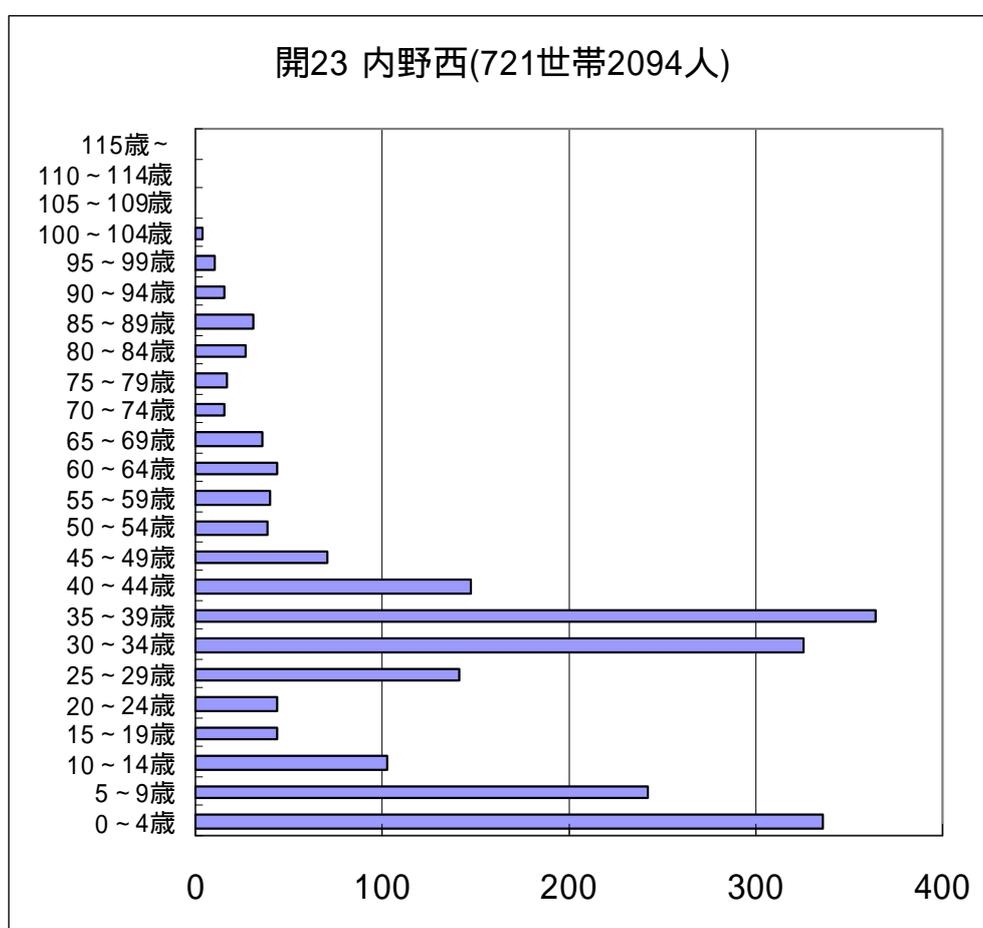


新通小学校の児童数が急増した要因は、第一に、新通南1丁目～3丁目の宅地に人口移動が起こり、5～9歳、10～14歳の人口が急増したことである。0～4歳の約300人は将来、新通小学校に通学することになる。

西区の土地開発計画では、内野西が面積28.5ha、住宅区画概数880戸、計画人口約2400人であった。JR越後線、内野西が丘駅の周辺で五十嵐上崎山、五十嵐下崎山、内野潟端、内野崎山、内野関場、内野戸中才を合わせた地域である。

平成24年3月末現在の住民基本台帳人口をもとにした年齢5歳階級別町丁別人口統計を調べると、この地域の世帯数合計は721世帯になり、人口は2094人に達した。

下のグラフは、内野西の人口構成ピラミッドである。

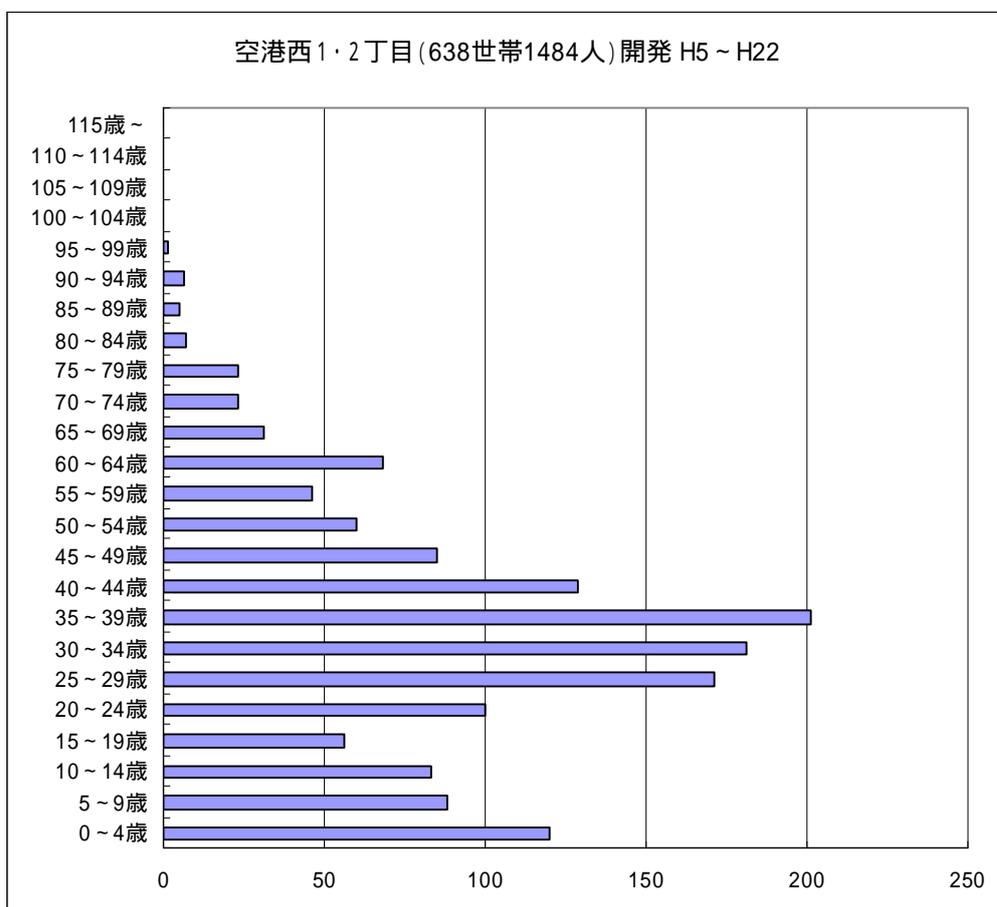


内野西地区の小学校区は内野小学校であり、将来、内野小学校の児童数が急増すると予測できる。しかも、住宅区画概数880戸に至るまで150世帯の人口移動が将来に起こる可能性がある。新通小学校同様に、児童数が急増する見込みがある。

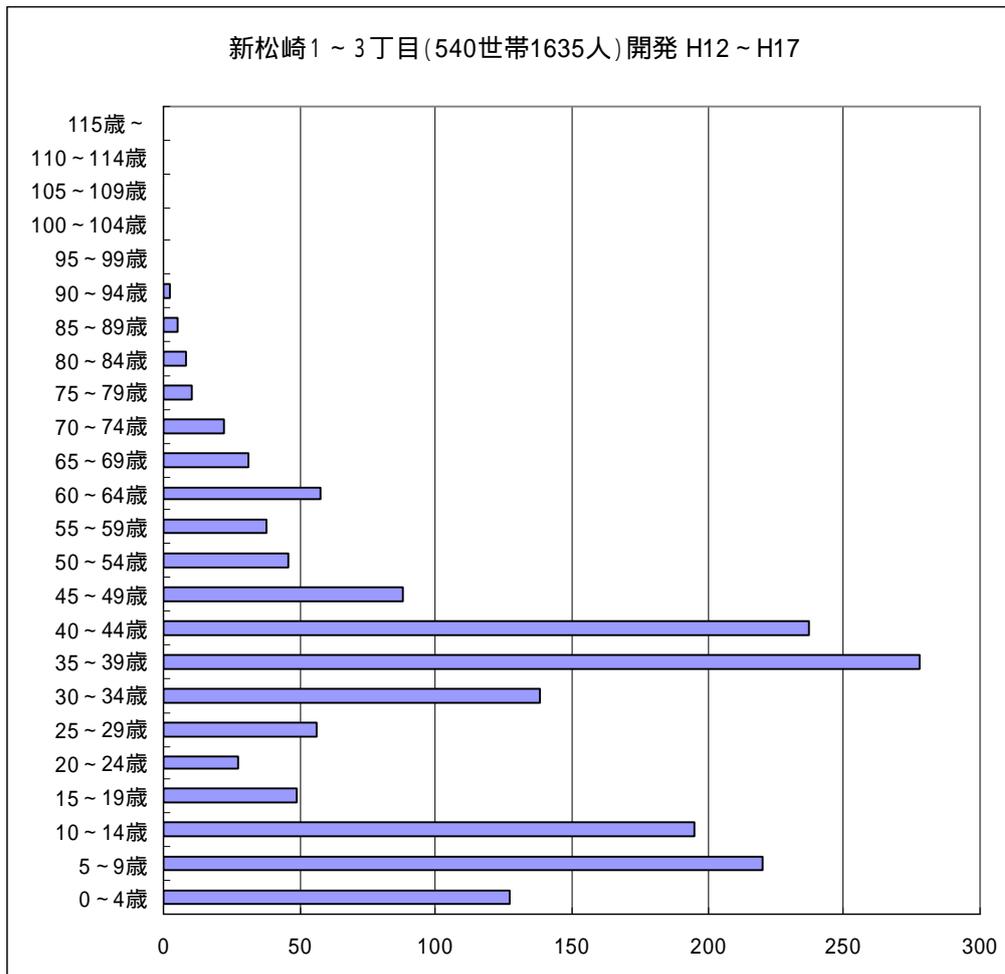
先に提示した新通南と内野西の人口構成ピラミッドには、共通点が認められる。第一の共通点は、世帯主が、主に30歳から44歳までの狭い年齢幅であること、第二の共通点は、15歳未満の子供が多数いることである。

この共通点は、新潟市内の土地開発後の人口構成を調べていくと、東区の土地開発事例でも見られることから、一般的な傾向とみなすことができよう。

まず、東区の牛海道地区(通称:花かいどうニュータウン)で、該当町名は空港西1・2丁目(開発期間は平成5年から平成22年まで、住宅区画概数600、計画人口1500人)を例に挙げる。アパートのような集合住宅が建てられたことから、25～29歳の住人が多いのが、この地区の特徴である。



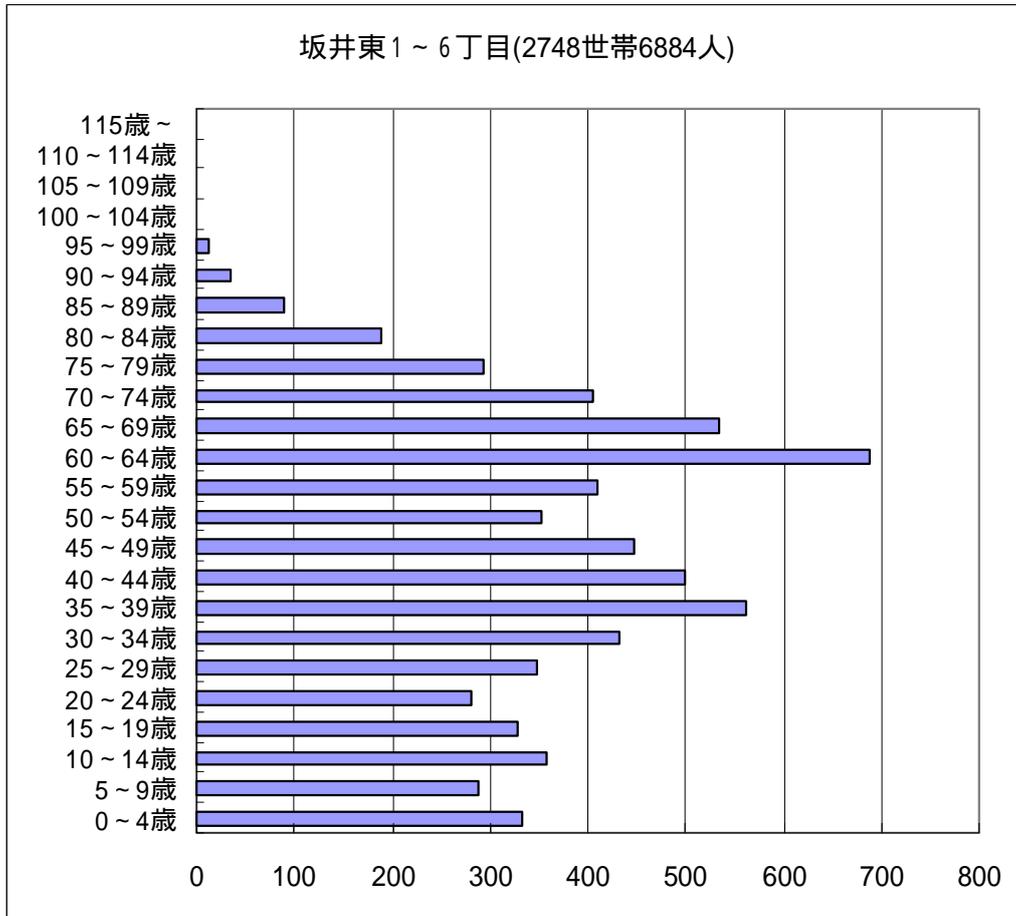
次に、東区の松崎地区(通称:松崎ニュータウン)で、該当町名は新松崎1～3丁目(開発期間は平成12年から平成17年まで、住宅区画概数620、計画人口2200人)を例に挙げる。



このように、宅地開発によって、特定の狭い地域に急増した人口は、将来20年～30年の後で、どう変化するか。この見通しが無くては、小学校を新築するのか、プレハブ教室を増築するのか、判断に難しくなる。

坂井東小学校は、昭和53年(西暦1978年)に新通小学校から分離した。今から34年前であるので、坂井東地区の人口構成ピラミッドを次に示すことによって、人口の急増傾向から、一転して減少傾向を辿ったことが見て取れよう。

新通小学校の現在地が坂井東にあることは、承知の上での話しである。



60～64歳の棒に山形のピークが一つあり、これは坂井東地区に人口移動が起きたとき、世帯主であったことを示している。また、35～39歳の棒に別なピークがあり、これは子供を示している。

先ほど、坂井東小学校は、今から34年前に新通小学校から分離したと述べた。上の人口構成ピラミッドのグラフの30～34歳の棒から下を隠してみると、35年前の児童数急増のグラフが、新通南のグラフや内野西のグラフと余りにも近似していることが見て取れる。

今、新通南、内野西、空港西、新松崎で起きている現象は、本質的に同じであり、この現象の将来像は、坂井東地区で辿ったことを、規模の差はあれ、繰り返す。

宅地開発による児童数急増は短期間で収束するので、当該地区の将来的な人口構成をもとにして判断を下すとしたら、小学校を移転新設するよりも、通学区域を慎重に変更するほうが、現実的な解決策であると提言します。

坂井輪中学校区コミュニティ協議会会長 様

## 坂井輪中学校区内小学校適正配置に係わる提言

### 1 はじめに

日頃より地域発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、現在、坂井輪中学校区内にある新通小学校と坂井東小学校の2校の学校規模にアンバランスが生じており、地域の大きな課題となっています。

新通小学校では、西側地域の大規模開発が影響した、急激かつ大幅な児童の増加により、現在児童数1,000人超のマンモス校となり、3年前に校舎の増築が行われた後、繰り返し教室不足の事態を迎えています。

一方、坂井東小学校では、現在、児童数が約390人となっており、空き教室が生じています。

(以降削除)

### 2 現在抱える課題

(削除)

新通小学校では、5年前と比較して全校児童数が300人増加し、本来特別教室として使用していた部屋を、急遽、教室として使用しなければならない状況となっています。更に来年度には、校舎を増築したにも関わらず、プレハブ校舎で対応せざるを得ない状況となっています。

また、学校規模に対して体育館及びグラウンドが狭いことから「入学式・卒業式等の式典が全校児童でお祝いできない」「運動会で児童の待機場所や保護者の観覧スペースが確保できない」等の問題や、余裕教室が全く無いことによる「少人数指導等のきめ細やかな指導を行いにくい」という支障があり、今後しばらく児童数が増加傾向にあることから、教育環境の改善も図られない状況が続きます。

一方、坂井東小学校では、(削除)空き教室を利用した少人数指導ができていた半面、隣り合う新通小学校との児童数が極端に不均衡となっています。

(以降削除)

### 3 協議の要旨

坂井輪中学校区内小学校適正配置地域検討協議会では、これらの諸問題を包括的に解決すべく、特に次のことに配慮し検討・協議を重ねて参りました。

- (1) 新通小学校と坂井東小学校、それぞれの学校の特色を生かしつつ、子どもたちのために学校規模の不均衡をできるだけ緩和して、教育環境の改善・向上を図ること。
- (2) 通学区域の変更による子どもたちの負担をできるだけ軽減すること。適正な通学距離・通学時間、通学路の安全性を確保すること。
- (3) 現在、両小学校区に跨がる自治会が存在し、自治会内の子ども活動の運営に問題が生じているため、できるだけ1自治会1小学校区とすること。
- (4) 新通小学校の過密化を緊急的に改善するためには、坂井東小学校との協力が不可欠であること。より良い協力関係を築くためには、学校間の連携や交流が必要なこと。
- (5) 児童数の増減や老朽化に対応するため、学校施設の整備が必要なこと。現在地での改築・増築が困難な場合は、移転改築が必要となること。

## 【提 言】

将来の学校配置について地域としての要望を反映させるため、地域の総意として教育委員会に対し、下記のような要望を早急に提出していただきたい。

### 記

新通小学校と坂井東小学校、それぞれが地域に誇れる学校として存続するためには、お互いの学校と地域が協力・連携して学校づくりを始め、進めていくことが大切だと考えています。次の要件を満たす学校の適正配置を要望します。

《要件1》新通小学校と坂井東小学校が、将来にわたって適正規模が維持できるように、通学区域の見直しを行って、学校規模の不均衡を緩和すること。

《要件2》通学区域の変更は、児童の通学の安全や距離に配慮し、幹線道路、鉄道や河川などを基準とし、それぞれの学校からの距離に応じて決定すること。

- (1)学校や保護者に対して十分な説明を行い、混乱を招かないようにすること。
- (2)在学中の児童を無理に転校させることのないよう新入生から段階的に移行すること。
- (3)兄弟姉妹が別々の学校に通学することのないよう暫定的に学区外就学を認めること。
- (4)通学路の変更や新設にあたっては、必要に応じて通学路の整備・改修を行うこと。

《要件3》教育、文化や安全に関する子ども活動を推進するため、学校と地域が良好な協力関係を築けるようにすること。

- (1)関連する自治会、地域住民に対して十分に説明を行い、個別の事情にも配慮すること。
- (2)できるだけ1自治会の学校区が分断されないよう配慮すること。

《要件4》新通小学校の過密化を緊急的に改善するため、坂井東小学校との間で通学区域の弾力化を実施すること。教育活動の連携や交流活動を推進することにより、迅速かつ円滑に実施すること。

- (1)新通小学校区内の自治会に対して学区外就学を奨励し、希望により、通学区域変更までの間、就学先として坂井東小学校を選択できるようにすること。
- (2)両校区に跨がる自治会の児童のためにも、お互いの学校への親しみを深めるため、教育活動や部活動などを通じて、両校間の交流活動を活発化すること。
- (3)学校の選択や変更の負担を軽減するため、学期制や教材などは、できるだけそろえること。

《要件5》新通小学校と坂井東小学校が、お互いに新たな学校づくりをスタートさせるにあたって、必要となる学校施設の整備を行うこと。

- (1)将来的に適正規模を維持できるように、児童数の増加に応じて、坂井東小学校の増改築・リニューアルを行うこと。
- (2)新通小学校の規模を適正化し、老朽化した学校施設は、現在地で改築・建替えを行うこと。

なお、万が一、現在地での学校施設の改築・増築が困難な場合は、移転改築を行うことにより、新通小学校と坂井東小学校が、将来にわたって適正規模が維持されるように、教育委員会に対して強く要望していただきますようお願いいたします。

## 新通小学校の移転に対する反対理由

新通小学校と坂井東小学校の適正規模の改善・維持は、移転以外の方法で解決すべきである。

移転によって、新通小学校と坂井東小学校の通学区域の変更を強制・強行するような方策には、絶対に反対である。

迅速かつ効果的に新通小学校の過密化を改善する必要がある。緊急的な対策として、児童が急増した地区に対して、暫定的に通学区域の弾力化を行い、新通小学校と坂井東小学校を選択して就学できるようにすべきである。

新通小学校と坂井東小学校との通学区域の変更は、長期的な時間を必要とする。両校に跨がる自治会が存在する問題の解消も含め、慎重に見極めなければならない。

新通小学校の移転実現のためには、移転の行為、移転先の場所、跡地の利用など、あらゆる面で、地域内の賛否が分かれる。これらの問題が解決されるまで、通学区域の変更ができないことから、新通小学校の過密化の改善はいつそう遅れることになる。

新通小学校を内野方面へ移転することで、多くの問題が発生する。

早期に移転を行うことは不可能である。内野側の校区には、大規模開発によって児童が急増した地区があり、今後この地区では児童数が急激に減少すると予測される。そのため、児童数の激減が落ち着くまでは、移転後の学校規模や通学区域を設定することができない。

校区に住宅戸数が少ない学校となる。新通小学校より内野側の大学南から坂井にかけては、住宅地に農地や樹林が混在しているため、西区役所周辺と比較して住宅戸数密度は低い。このような校区に移転すると、将来的に適正規模を維持することが難しくなる。

通学範囲が極端に小さい学校となり、不均衡を生じる。現在の新通小学校区の通学範囲は、学校を中心に、新通西、寺尾上まで、それぞれ1.7～1.8 kmである。また、坂井東小学校区の通学範囲は最大で1.7 kmであり、均衡がとれている。この距離は、隣接する小学校区でも、ほとんど同じである。新通小学校より内野側は、市街地が発達しておらず、規模が小さい。このような校区に移転すると、通学範囲が1 km程度となり、不均衡で公平性に欠けた校区設定となる。

坂井東小学校を増改築することで、新通小学校を現地で改築・建替えることが可能になる。平成30年度には、両校合わせて児童数が1500人規模となる。新通小学校の児童数を適正規模上限の800人未満とするには、坂井東小学校を増改築し、児童を受け入れてもらう必要がある。現在の坂井東小学校の許容量は、5百数十人であるため、あと200人程度の容量が必要である。

新通小学校は、適正規模となることで、学校施設に余裕が生まれ、現地で改築・建替えが可能となる。その方が、移転するよりもコストがかからない。

短期間でプレハブ校舎が2度も必要となっている新通小学校の事態に対し、緊急的に坂井東小学校に児童の受け入れを要望せざるをえないことについては、坂井東小学校区の理解と協力が得られるように進めていく必要がある。

公共施設が西区役所の周辺に集まっているのは、都市の構造・機能の面でやむをえない。新通小学校、坂井東小学校、坂井輪中学校が、住宅戸数密度が高い西区役所の周辺に集まっているのは、都市の構造・機能の面でやむをえないことである。

新通小学校は、通学区域の端部である新通西（内野側）と寺尾上（小針側）の、ちょうど中間付近に存在するため、学校の位置に偏りはない。

新通小学校、坂井東小学校からそれぞれの居住地までの距離は、最大でも1.8kmである。この距離は、隣接する小学校区でも、ほとんど同じである。小学校から極端に遠い居住地は見あたらないことから、現在の位置でも、コミュニティの拠点や災害時の避難場所としての機能に支障があるとは言えない。

提言（素案）は、特定地区のメリットに偏っているため、全面的な修正が必要である。今回の提言にかかげられるのは、地域の総意としての意見である。提言（素案）は、特定地区の利便性の向上のみに主眼が置かれた内容となっていることから、全面的に修正する必要がある。

内野方面だけに偏ったまちづくりやまちの発展のことよりも、子どもたちのことを第一に考えた提言とすべきである。

新通小学校を内野方面に移転すると、西大通りと県道16号の間のすべての児童は、少なくとも2回幹線道路を横断しなければならない。現在は、歩道橋があるため安全が確保されているが、移転後においては通学路の危険性が格段に高まる。寺尾周辺からは、少数の新1年生のみが危険をおかして坂井東小学校に通学する事態となるため、移転には絶対に反対である。

## 提言（素案）の修正にかかわる 新通小学校を適正規模に改善するための方策

新通小学校を適正規模に改善する方策として、坂井輪中学校区内で実施可能なのは、次の2つである。その理由については、 を参照すること。

### 1 局地的に児童数が増加している「新通南地区」の児童を坂井東小学校で受け入れる

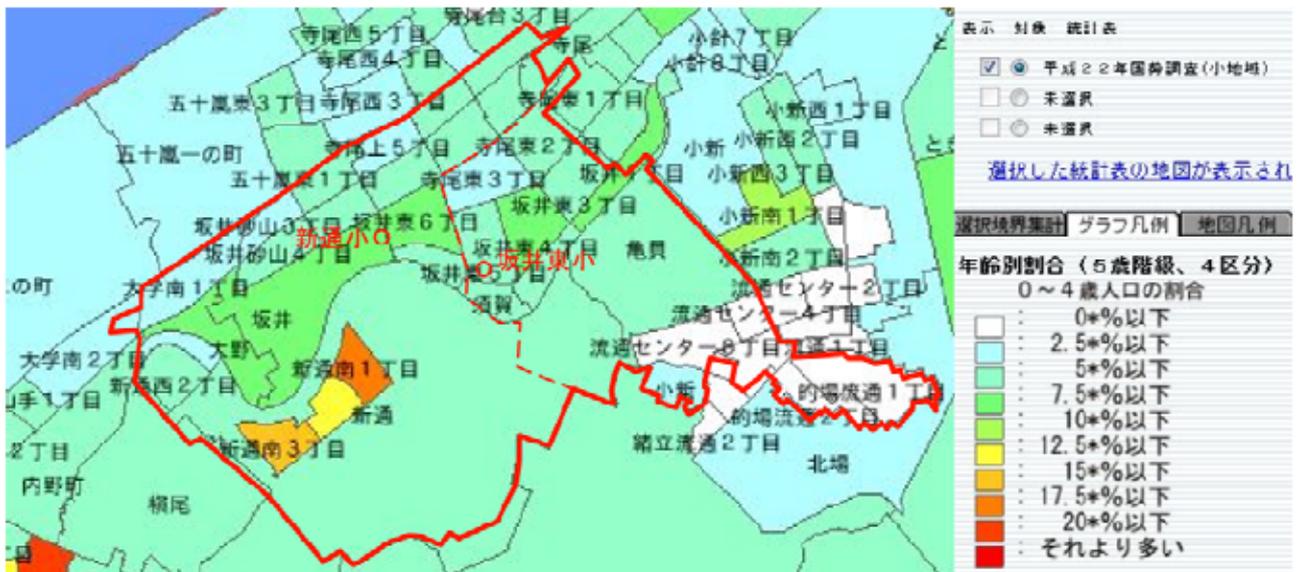
### 2 「新通南地区」を除く、新通小学校区が校区の範囲となるように、新通小学校を移転する

新通小学校の過大規模化は、「新通南地区」における局地的な児童の増加によるものであり、今後この地区では児童数が急激に減少する。

「新通南地区」は、新通小学校区内のほかの地区と比較して、児童密度が極端に高くなっている。この状況はしばらく続く見込みである。

次に小学生の年代となる0～4歳人口の割合で比較すると、平成22年の国勢調査によれば、「新通南地区」内の密度は、平均値で周辺の約3倍にもなる。

密度は、「新通南地区」では10%以上17.5%未満であるのに対し、ほかの地区では概ね2.5%以上7.5%未満である。

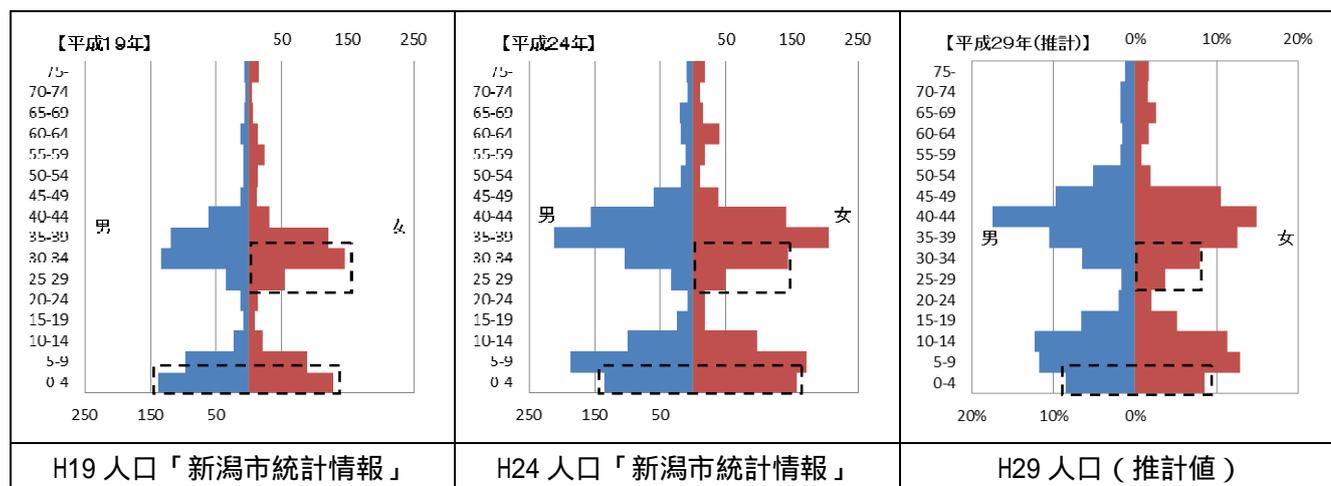


【2小学校区内における0～4歳人口の割合「H22国勢調査」】

「新通南地区」の将来人口を推計したところ、小学生の年代に近い5～9歳人口は、平成34年に50～150人程度となる。

「新通南地区」の児童数は、10年後には、現在の15%～40%程度となり、急激に減少すると予測される。

児童数激減の要因は、出生率の高い年代である25～34歳を中心とする女性人口が減少するためである。住宅区画数が約740であるのに対し、平成24年までに688世帯が入居しているため、この年代の女性が、これまでのように増加することは見込めない。



【新通南地区の人口の推移】

「新通南地区」における児童の減少を見込んで、新通小学校を適正規模に改善する6つの方策を評価すると2つに絞り込まれる。

方策は、坂井東小学校を増改築する場合はAが、増改築しない場合はFが採用される。また、就学先が2つの小学校に跨がっている自治会の問題については、採用される方策の実施に絡めて解決する。

【 方 策 】	【 評 価 】	【 課 題 】
<p>A 坂井東小学校を増改築して「新通南地区」の児童を受け入れる</p>	<p>採用できる 理由： 坂井東小学校の児童が増加することで、将来的に適正規模を維持しやすくなる。新通小学校との不均衡を緩和できる。</p>	<p>○坂井東小学校の増改築について、理解を得る必要がある。 ○「新通南地区」の児童の減少により、空き教室が生じる。この時点で両校の校区を決定し、変更を実施する必要がある。</p>
<p>B 坂井東小学校を増改築せず「新通南地区」の児童を受け入れる</p>	<p>採用できない 理由： 新通小学校を適正規模に改善するためには、坂井輪中学校区以外の小中学校に児童の受け入れを要望しなければならない。</p>	<p>○坂井輪中学校区以外の小中学校で受け入れ先があれば、他校を増改築せずに、新通小学校を適正規模に改善することができる。</p>
<p>C 「新通南地区以外」の児童を坂井東小学校で受け入れる</p>	<p>採用できない 理由： 「新通南地区」の児童の減少により、新通小学校に空き教室が多くなる。そのため、将来的に適正規模を維持することが難しくなる。</p>	<p>○坂井東小学校の増改築が必要となる。 ○坂井東小学校を増改築しない場合は、坂井輪中学校区以外の小中学校に受け入れを要望しなければならない。</p>
<p>D 小学校を新設して、「新通南地区」の児童に移ってもらう</p>	<p>採用できない 理由： 「新通南地区」の児童の減少により、新設校に空き教室が多くなる。そのため、将来的に適正規模を維持することが難しくなる。</p>	<p>○新設校の敷地を確保するのに、ある程度の期間が必要である。 ○坂井輪中学校区以外の小中学校との協力が不可欠である。 ○坂井東小学校が将来的に小規模化する可能性が高くなる。</p>
<p>E 新通小学校を移転して、「新通南地区」の児童に移ってもらう</p>	<p>採用できない 理由： 「新通南地区」の児童の減少により、新通小学校に空き教室が多くなる。そのため、将来的に適正規模を維持することが難しくなる。</p>	<p>○移転先の敷地を確保するのに、ある程度の期間が必要である。 ○「新通南地区」の児童激減が落ち着くのを待つ必要がある。 ○移転が確定するまで坂井東小学校との校区変更ができない。</p>
<p>F 「新通南地区以外」の児童に移転した新通小学校に移ってもらう（坂井東小学区との校区を変更）</p>	<p>採用できる 理由： 条件付きで、坂井東小学校の増改築は不要となる。「新通南地区」の児童の受け入れにより、将来的に適正規模を維持しやすくなる。</p>	<p>○移転先の敷地を確保するのに、ある程度の期間が必要である。 ○坂井東小学校の増改築を回避するには、早期の移転が必須。 ○移転が確定するまで坂井東小学校との校区変更ができない。</p>

# 町名別児童数推移・将来推計

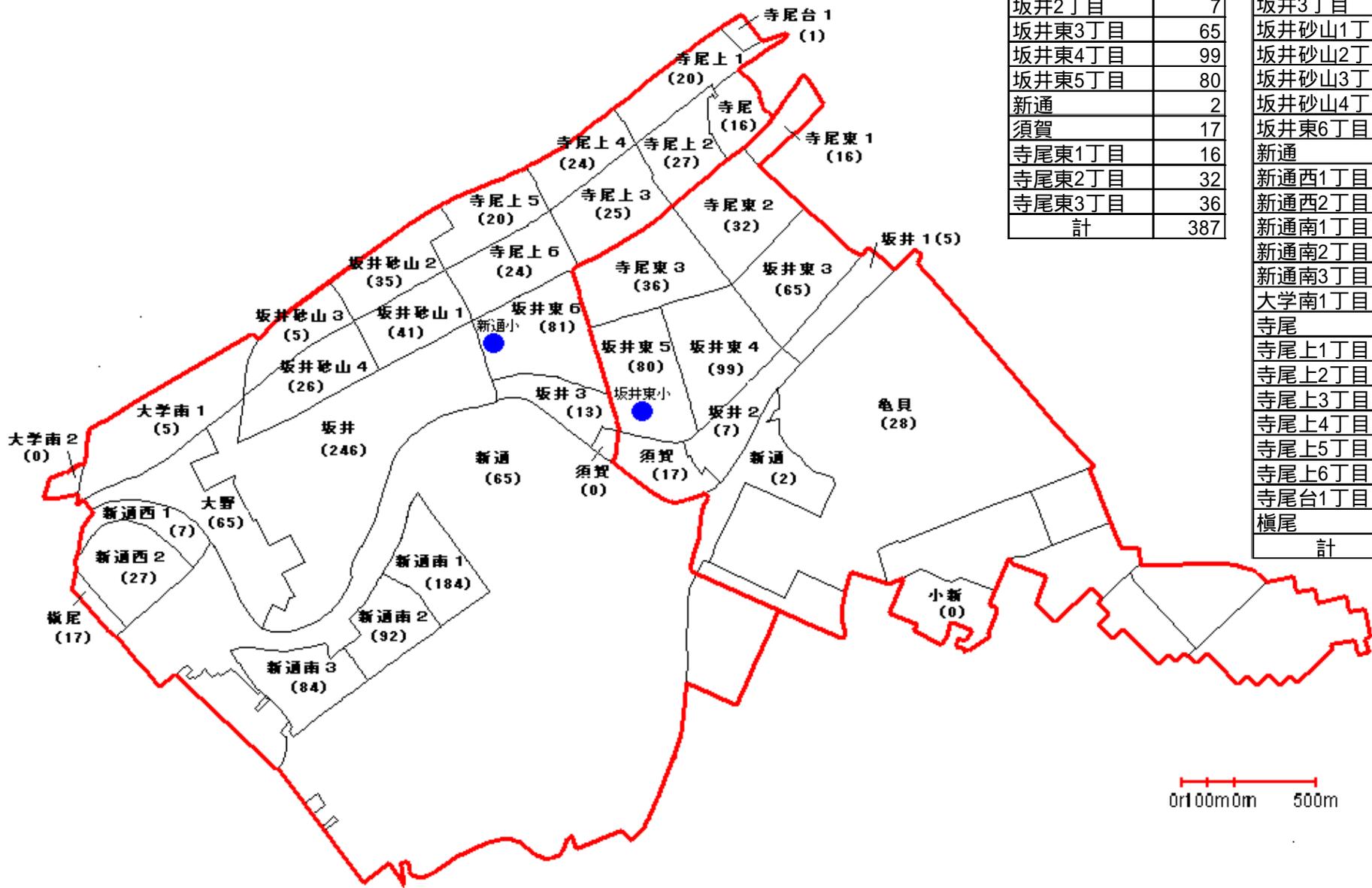
新通小学校区		実数 ←										→ 推計					(人)
町名	世帯数	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
大野	334	28	33	30	29	31	31	31	30	39	38	44	45	57	65		
坂井	1,261	129	119	127	151	140	155	149	152	166	178	196	204	228	246		
坂井3丁目	56	6	6	9	10	13	11	13	13	12	14	13	14	11	13		
坂井砂山1丁目	349	38	37	35	40	31	27	30	30	33	32	34	34	39	41		
坂井砂山2丁目	323	23	23	23	25	21	20	20	21	20	23	28	34	35	35		
坂井砂山3丁目	149	26	23	18	16	9	7	7	6	5	5	5	7	7	5		
坂井砂山4丁目	294	29	28	32	34	35	30	37	36	34	30	28	31	26	26		
坂井東6丁目	425	82	88	94	93	98	100	98	95	93	85	81	75	77	81		
新通	525	110	142	185	65	56	62	69	69	71	60	63	63	57	65		
新通西1丁目	158	15	12	12	11	12	10	9	10	10	9	8	9	7	7		
新通西2丁目	306	22	20	17	20	21	20	18	20	18	18	17	19	24	27		
新通南1丁目	316				91	128	174	202	224	234	250	249	230	213	184		
新通南2丁目	232				82	104	122	125	141	138	132	128	112	102	92		
新通南3丁目	145				1	5	6	21	21	31	36	47	66	70	84		
須賀	127	3	3	3	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
大学南1丁目	304	7	6	11	12	10	10	13	12	7	5	6	7	5	5		
大学南2丁目	662	1	1	1	2	1	1	1	2	2	1	1	1	1	0		
寺尾	412	24	28	29	25	25	25	23	18	14	15	14	12	13	16		
寺尾上1丁目	292	33	28	21	20	19	21	24	21	19	19	19	20	17	20		
寺尾上2丁目	272	18	13	11	14	13	17	20	22	26	23	21	22	25	27		
寺尾上3丁目	303	46	47	46	45	39	44	48	42	40	42	42	37	26	25		
寺尾上4丁目	264	17	19	16	13	12	13	19	20	25	27	27	26	23	24		
寺尾上5丁目	303	26	24	27	29	26	24	28	25	24	20	20	24	19	20		
寺尾上6丁目	371	40	30	27	39	49	54	58	64	58	47	44	43	31	24		
寺尾台1丁目	148	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1		
榎尾	334	1	2	3	3	6	6	7	6	6	9	11	14	17	17		
合計	8,665	725	733	778	874	907	991	1,071	1,100	1,125	1,118	1,147	1,150	1,131	1,150		
実数	7,215	714	724	765	846	879	962	1,035	1,069								
うち普通学級		714	724	762	841	868	950	1,019	1,055								
うち特別支援学級		0	0	3	5	11	12	16	14								

坂井東小学校区		実数 ←										→ 推計					(人)
町名	世帯数	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
亀貝	207	39	37	33	32	29	33	26	29	32	34	32	33	30	28		
小新	390	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
坂井1丁目	152	19	22	22	21	21	20	23	22	19	19	15	14	7	5		
坂井2丁目	52	11	10	11	12	7	5	6	5	3	3	4	6	6	7		
坂井東3丁目	541	61	73	72	68	68	69	62	62	55	59	60	58	55	65		
坂井東4丁目	600	110	109	103	95	77	72	76	78	78	79	83	90	97	99		
坂井東5丁目	534	88	89	94	81	82	68	60	54	58	64	66	73	71	80		
新通	525	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2	2		
須賀	127	26	23	22	21	16	15	15	13	13	12	14	15	17	17		
寺尾東1丁目	512	14	17	15	21	21	20	21	22	22	17	14	17	17	16		
寺尾東2丁目	472	64	60	66	61	59	67	66	57	49	48	43	35	34	32		
寺尾東3丁目	413	50	48	51	52	46	43	41	38	35	36	35	36	37	36		
合計	4,525	484	490	491	465	427	412	396	381	364	371	367	378	373	387		
実数	3,146	472	483	489	465	430	412	393	382								

世帯数の町名別は、校区別で把握していないため、町名毎の総数となっている。(例: 須賀は両校合わせた世帯数。榎尾や大学南2丁目は、新通小学校区以外の世帯も含む など)

校区内の児童数を集計したものであり、それぞれの小学校に通学していない児童数も含む。

# 平成30年度 学校別町名別児童数推計

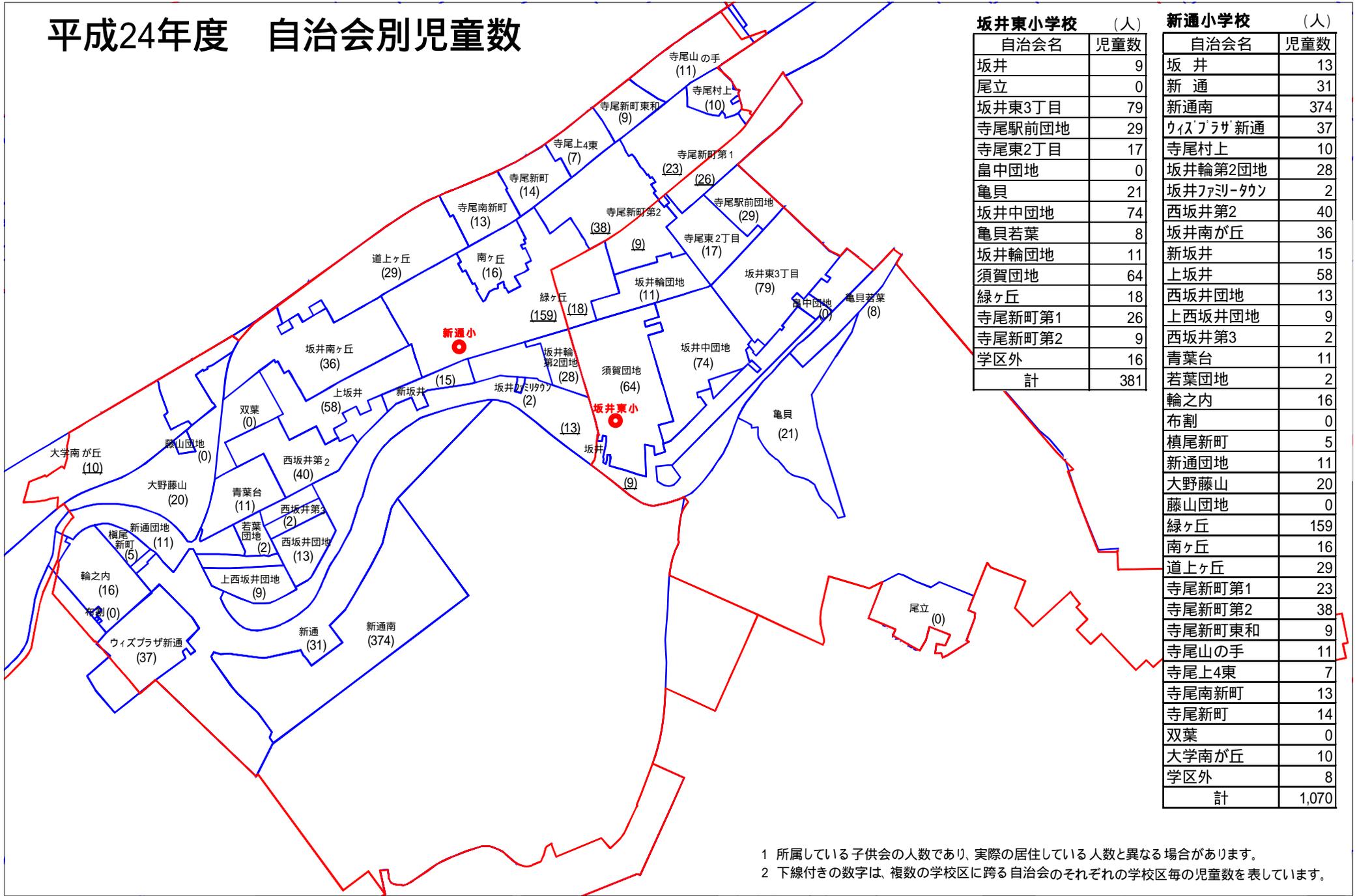


坂井東小学校 (人)	
町名	児童数
龜貝	28
坂井1丁目	5
坂井2丁目	7
坂井東3丁目	65
坂井東4丁目	99
坂井東5丁目	80
新通	2
須賀	17
寺尾東1丁目	16
寺尾東2丁目	32
寺尾東3丁目	36
計	387

新通小学校 (人)	
町名	児童数
大野	65
坂井	246
坂井3丁目	13
坂井砂山1丁目	41
坂井砂山2丁目	35
坂井砂山3丁目	5
坂井砂山4丁目	26
坂井東6丁目	81
新通	65
新通西1丁目	7
新通西2丁目	27
新通南1丁目	184
新通南2丁目	92
新通南3丁目	84
大学南1丁目	5
寺尾	16
寺尾上1丁目	20
寺尾上2丁目	27
寺尾上3丁目	25
寺尾上4丁目	24
寺尾上5丁目	20
寺尾上6丁目	24
寺尾台1丁目	1
槇尾	17
計	1,150

0 100m 0m 500m

# 平成24年度 自治会別児童数



坂井東小学校 (人)	
自治会名	児童数
坂井	9
尾立	0
坂井東3丁目	79
寺尾駅前団地	29
寺尾東2丁目	17
畠中団地	0
亀貝	21
坂井中団地	74
亀貝若葉	8
坂井輪団地	11
須賀団地	64
緑ヶ丘	18
寺尾新町第1	26
寺尾新町第2	9
学区外	16
計	381

新通小学校 (人)	
自治会名	児童数
坂井	13
新通	31
新通南	374
ウイズプラザ新通	37
寺尾村上	10
坂井輪第2団地	28
坂井ファミリータウン	2
西坂井第2	40
坂井南が丘	36
新坂井	15
上坂井	58
西坂井団地	13
上西坂井団地	9
西坂井第3	2
青葉台	11
若葉団地	2
輪之内	16
布割	0
槇尾新町	5
新通団地	11
大野藤山	20
藤山団地	0
緑ヶ丘	159
南ヶ丘	16
道上ヶ丘	29
寺尾新町第1	23
寺尾新町第2	38
寺尾新町東和	9
寺尾山の手	11
寺尾上4東	7
寺尾南新町	13
寺尾新町	14
双葉	0
大学南が丘	10
学区外	8
計	1,070

1 所属している子供会の人数であり、実際の居住している人数と異なる場合があります。  
 2 下線付きの数字は、複数の学校区に跨る自治会のそれぞれの学校区毎の児童数を表しています。

